全体会資料

令和８年度　第１回
北広島市保健福祉計画検討委員会

日　時　：　令和８年８月３日（月）　１８時３０分

場　所　：　北広島市役所　５階　委員会室

～　会　議　次　第　～

１　開会
２　委嘱状の交付
３　挨拶（副市長）
４　自己紹介（委員、事務局）　…1～2ページ
５　委員長、副委員長の選出　…3ページ
６　協議事項
（１）会議及び会議録の公開について　…3ページ
（２）専門部会の設置について　…4ページ
（３）専門部会委員の指名について　…4ページ
７　説明事項
（１）保健福祉に係る諸計画等について…5～8ページ
（２）計画の策定体制について　…9～14ページ
（３）今後のスケジュールについて　…15ページ
８　その他
９　閉会

【委員会修了後に各専門部会を開催】
・各専門部会での部会長の選出
・各専門部会での意見交換等
・その他

北広島市保健福祉計画検討委員会　委員名簿

区分	委員名	所属	役職
福祉関係	小早川　俊哉	北広島市社会福祉協議会	会長
	吉村　幸子	北広島市民生委員児童委員連絡協議会	副会長
保健医療関係	對馬　伸泰	一般社団法人　北広島医師会	会長
	野村　直弘	一般社団法人　北広島医師会	副会長
	中島　康晴	北広島市歯科医師会	会長
	三浦　淳	一般社団法人　北広島医師会	
	石井　美智代	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団	所長
	吉田　絵里	広教研　栄養教諭部会	栄養教諭
	柳沼　浩	北広島市総合体育館（シンコースポーツ北海道㈱）	
	足羽　希世子	北海道千歳保健所	保健師
自治団体等	小池　隆史	北広島市自治連合会	会長
	板橋　裕子	北広島市幼稚園協会	園長
	長島　博子	北広島消費者協会	会長
福祉サービス関係	佐原　恵輔	社会福祉法人　北ひろしま福祉会	支援課長
	三瓶　徹	社会福祉法人　北海長正会	理事長
	若狭　聡美	社会福祉法人　北海長正会	施設長
	三木　千晶	社会福祉法人　札幌厚生会	施設長
	島谷　清張	介護サービス連絡協議会	副会長
	松坂　優	社会福祉法人　えぽっく	理事長
学識経験者	大島　康雄	星槎道都大学	社会福祉学部社会福祉学科 准教授
	櫻井　美帆子	星槎道都大学	社会福祉学部社会福祉学科 准教授
	西野　克俊	星槎道都大学	社会福祉学部社会福祉学科 准教授
	片山　寛信	北海道医療大学	看護福祉学部 福祉マネジメント学科 講師
	百々　尚美	北海道医療大学	心理科学部 臨床心理学科 教授
福祉関係団体等	大西　登志子	北広島市ボランティアセンター	委員
	白崎　秀年	公益社団法人　北広島市シルバー人材センター	副理事長
	加藤　裕子	北広島市しょうがい児者を持つ親の会	会長
自立支援協議会	森　正人	西の里小学校	教諭
公募委員	小原　十四夫	一般公募	
	志田　學	一般公募	
	近藤　里枝	一般公募	
	槌本　浩司	一般公募	

（敬称略）

北広島市保健福祉計画検討委員会　事務局名簿

区分	所属部署名	役職	氏名
事務局	保健福祉部	部長	奥山　衛
	保健福祉部　福祉総合相談室	理事	柄澤　尚江
	保健福祉部　福祉課	課長	川又　洋火
	保健福祉部　障がい福祉課	課長	小川　大輔
	保健福祉部　高齢者支援課	課長	渡邉　篤広
	保健福祉部　健康推進課	課長	桜庭　基人
	保健福祉部　健康推進課	参事	浜山　かおり
	保健福祉部　福祉総合相談室	参事	野切　径代
	子育て支援部　子ども発達支援センター	センター長	高屋　健一郎
	教育部　学校給食センター	センター長	松下　慎司
	経済部　農政課	課長	中尾　謙介
	保健福祉部　福祉課　生活保護担当	主査	鈴木　直哉
	保健福祉部　福祉課　福祉庶務担当	主査	山田　恭平
	保健福祉部　障がい福祉課	主査	木下　佑介
	保健福祉部　障がい福祉課	主査	三好　哲洋
	保健福祉部　高齢者支援課　介護認定・保険料担当	主査	浅野　匡昭
	保健福祉部　高齢者支援課　高齢者福祉担当	主査	大西　岳
	保健福祉部　高齢者支援課　介護給付担当	主査	中西　悠太
	保健福祉部　健康推進課　特定健診・介護予防担当	主査	竹内　奈津子
	保健福祉部　健康推進課　保健指導担当	主査	田淵　亜紀
	保健福祉部　健康推進課　健康推進担当	主査	畠山　あゆみ
	保健福祉部　福祉総合相談室	主査	猪野　由起子
	保健福祉部　福祉総合相談室	主査	槙田　美有紀
	子育て支援部　子ども発達支援センター　発達支援担当	主査	小川　綾
	保健福祉部　健康推進課　特定健診・介護予防担当	主任（管理栄養士）	木村　綾香
計			25名

５　委員長、副委員長の選出

委員長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　副委員長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例
（平成21年9月25日条例第20号）《抄》
第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

６　協議事項

（１）　会議及び会議録の公開について

会議については、傍聴を希望する市民に公開することとします。

また、会議録については、委員名簿を含め、市のホームページでの掲載、市役所に備え付け、市民がいつでも閲覧できるようにするとともに、コピーのための一時持ち出しを認めることとします。

○北広島市情報公開条例（平成 11 年 3 月 24 日条例第 2 号）《抄》
（目的）
第１条　この条例は､公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、市民参加の促進とより公正で開かれた市政を実現し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に寄与することを目的とする。
（実施機関の責務）
第３条　略
２　実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等、この条例により公文書の公開を求めるものの利便に配慮しなければならない。
（会議の公開）
第 20 条　実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、審査請求の審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

（２）　専門部会の設置について

検討委員会では、地域福祉計画、健康づくり計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい支援計画（障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画）について、策定、変更、進行管理に関することを調査審議しています。

これらの計画は、広範囲の分野にわたることから、４つの専門部会を設置することとします。

１	地域福祉部会	・地域福祉計画
２	健康づくり部会	・健康づくり計画
３	高齢福祉部会	・高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画
４	障がい福祉部会	・障がい支援計画 （障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画）

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例
（平成21年9月25日条例第20号）《抄》
第８条　委員会は、専門的な事項を調査及び検討するため必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

（３）　専門部会委員の指名について

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例
（平成 21 年 9 月 25 日条例第 20 号）《抄》
第 8 条第 2 項　部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

7　説明事項

（１）保健福祉に係る諸計画等について

■計画期間

計画＼年度		令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
地域福祉計画		第5期(R3～R8)						**第6期(R9～R14)**					
高齢者保健福祉計画		（R3～R5）			（R6～R8）			**(R9～R11)**			（R12～R14）		
介護保険事業計画		第8期(R3～R5)			第9期(R6～R8)			**第10期(R9～R11)**			第11期(R12～R14)		
障がい支援計画	障がい者福祉計画	（R3～R5）			（R6～R8）			**(R9～R11)**			（R12～R14）		
	障がい福祉計画	第6期(R3～R5)			第7期(R6～R8)			**第8期(R9～R11)**			第9期(R12～R14)		
	障がい児福祉計画	第2期(R3～R5)			第3期(R6～R8)			**第4期(R9～R11)**			第5期(R12～R14)		
健康づくり計画		第5次(R3～R8)						**第6次(R9～R17)** ※食育推進計画を包含					
食育推進計画		第5次(R3～R8)											

«参考»

地域福祉実践計画（北広島市社会福祉協議会）		第7期(R3～R8)						**第8期(R9～R14)**					
北広島市総合計画		(R3～R12)										(R13～R22)	
北広島市こども計画		(R2～R6) 旧子ども・子育て支援プラン				(R7～R11)					(R12～R16)		

・「　　」　は令和８年度に策定する計画期間（予定）
・「　　」　は前回計画または現計画期間
・「　　」　は令和８年度以降に策定する計画期間（予定）

◎保健福祉に係る諸計画の概要について

計画策定の根拠法令

■北広島市地域福祉計画

○社会福祉法（昭和26年3月26日法律第45号）《抄》

（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■北広島市高齢者保健福祉計画

○老人福祉法（昭和38年7月1日法律133号）《抄》

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8　市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

■北広島市介護保険事業計画

○介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）《抄》

（市町村介護保険事業計画）

第117条　市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

■北広島市障がい者福祉計画

○障害者基本法（昭和45年5月2日法律第84号）《抄》

（障害者基本計画等）

第11条

3　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■北広島市障がい福祉計画

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（平成17年11月7日法律第123号）《抄》

（市町村障害福祉計画）

第88条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■北広島市障がい児福祉計画

○児童福祉法（平成22年12月12日法律第164号）《抄》

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

■北広島市健康づくり計画

○健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）《抄》

（都道府県健康増進計画等）

第8条

2　市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■北広島市食育推進計画

○食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）《抄》

（市町村食育推進計画）

第18条　市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

（２）計画の策定体制について

保健福祉に係る諸計画の策定にあたって、市では計画策定に関する機関として保健福祉に係る諸計画策定委員会（以下「策定委員会」）、保健福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」）を設置しています。

策定委員会は、市役所内の関係職員で構成し、計画案等の内容について、総合的な検討及び調整を図る役割を担うことになります。

検討委員会は、学識経験者、各関係機関、公募を含む委員で構成され、策定委員会で審議された計画案等の内容について検討していただく場となります。

【北広島市保健福祉に係る諸計画の全体図】

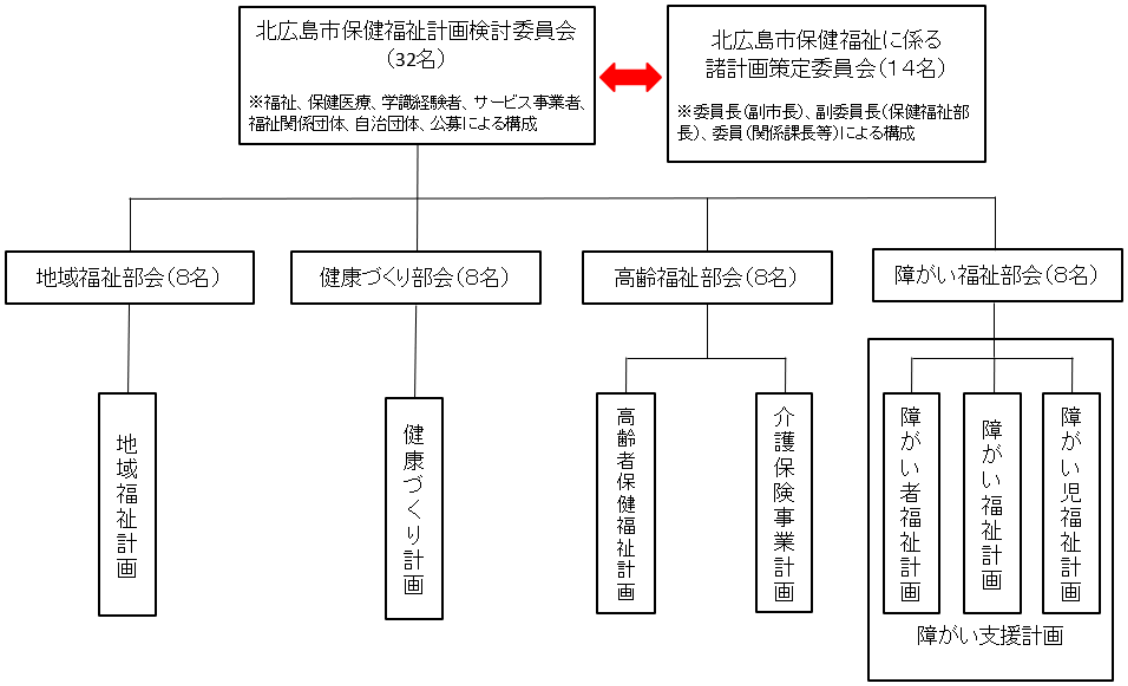

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

平成21年9月25日
条例第20号

注　平成29年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条　市が策定する保健福祉に係る計画に関し総合的な検討を行うため、北広島市保健福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条　この条例において、「計画」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく地域福祉計画

(2)　老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画

(3)　介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画

(4)　障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画

(5)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画

(6)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画

(7)　健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づく健康増進計画

(平29条例6・一部改正)

(所掌事務)

第3条　委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　計画の策定及び変更に関すること。

(2)　計画の進行管理に関すること。

(3)　その他計画の策定に関すること。

(組織)

第4条　委員会は、委員32人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　自治会、町内会又はこれらの連合団体の代表者

(3)　公募に応募した者

(4)　その他市長が必要と認めた者

3　委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(令8条例8・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条　委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第6条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員長は、委員会の会議の議長となる。

3　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議の特例）

第7条　委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2　前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

（令2条例27・追加）

（専門部会）

第8条　委員会は、専門的な事項を調査及び検討するため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2　部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6　部会長は、当該部会における調査及び検討の経過及び結果について、委員会に報告しなければならない。

7　第6条第1項から第4項まで及び前条の規定は、部会について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

（令2条例27・旧第7条繰下・一部改正）

（委任）

第9条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（令2条例27・旧第8条繰下）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に設置されている北広島市保健福祉施策懇談会(以下「既設懇談会」という。)の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された北広島市保健福祉計画検討委員会の委員とみなし、その任期は、既設懇談会の委員となった日から起算する。

(委員の任期の特例)

3　令和10年7月31日において委員会の委員である者の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(令8条例8・追加)

附　則(平成23年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年条例第28号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成26年条例第29号)

(施行期日)

1　この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日において北広島市保健福祉計画検討委員会の委員である者の任期は、改正前の北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の規定にかかわらず、その日に満了する。

附　則(平成29年条例第6号)

(施行期日)

1　この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における改正後の第2条第6号の規定の適用については、同号中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項」とする。

附　則(令和2年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(令和8年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

○北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会設置規程

平成20年5月1日
訓令第10号

（設置）

第1条　市の保健福祉に係る諸計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、総合的な検討及び調整を図るため、北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、計画の案の策定に関する事務を所掌する。

（組織）

第3条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2　委員長は、副市長をもって充てる。

3　副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。

4　委員は、職員のうちから市長が任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員長は、委員会を統括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条　委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

（委任）

第7条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

令和８年度北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会委員

	職名		氏名	備考
１	副市長		川村　裕樹	委員長
２	保健福祉部	部長	奥山　衛	副委員長
３	企画部	企画課長	下野　直章	総合政策関係
４	財務部	財政課長	前原　雄大	財政関係
５	総務部	危機管理課長	緑川　節生	防災、災害対策関係
６	市民環境部	市民生活課長	高橋　陽子	市民参加関係
７	保健福祉部	保険年金課長	米村　恒	医療関係
８	建設部	建築課長	瀬田松　秀一	バリアフリー関係
９	子育て支援部	子ども家庭課長	立野　桃子	子育て関係
１０	経済部	ボールパーク連携推進室 ボールパーク連携推進課長	万丈　大樹	ボールパーク連携関係
１１	経済部	商工業振興課長	佐々木　貴啓	雇用関係
１２	教育部	教育支援課長	林　睦晃	児童関係
１３	教育部	社会教育課長	木村　洋一郎	生涯学習関係
１４	消防本部	予防課長	小玉　浩司	防火、災害対策関係
事務局	保健福祉部　福祉課 保健福祉部　障がい福祉課（令和８年度より新設） 保健福祉部　高齢者支援課 保健福祉部　健康推進課 保健福祉部　福祉総合相談室 子育て支援部　子ども発達支援センター 教育部　学校給食センター 経済部　農政課			

※赤字は人事異動に伴う変更者

（３）今後のスケジュールについて

■　検討委員会、専門部会のスケジュール（予定）

第１回　検討委員会　8/3
・正副委員長選出
・主旨説明
・委員会の目的、進め方
・全体スケジュール
・専門部会設置　等

専門部会　8/3
【地域福祉、健康づくり、高齢福祉、障がい福祉】
・部会長選出
・主旨説明
・意見交換　等

＜参考＞
市民アンケート・ニーズ調査等
（令和７年度実施）
・地域福祉
・健康づくり
・高齢福祉（今年度別調査実施）
・障がい福祉

専門部会　８月～11 月
【地域福祉、健康づくり、高齢福祉、障がい福祉】
・施策の評価
・市民ニーズ
・重点課題
・施策の検討
・課題の確認
・基本方針
・施策の展開方針
・素案の検討　等

第２回　検討委員会　11 月
・素案の了承　等

パブリックコメント 12～1 月
・素案公表
・市民意見の募集

専門部会　１月
【地域福祉、健康づくり、高齢福祉、障がい福祉】
・成案の最終審議、承認　等

第３回　検討委員会　１月
・パブリックコメント結果
・成案（計画書）の承認

決定・公表　２月